

# 一般社団法人岐阜県老人福祉施設協議会

## 令和8年度 事業計画

### 【事業方針】

岐阜県においては、全国平均に比べ高齢化が早く進行し、介護人材の慢性的不足、自然災害・感染症対策の強化、介護DXの推進、地域包括ケアの深化など、老人福祉施設を取り巻く環境は大きく変化し、その対応が求められています。

こうした中、会員施設においては、高齢者の尊厳を尊重し、安心・安全かつ自立した生活を支援し、社会参加や生きがい創出の重要な拠点として、質の高い適切なサービスを持続的に提供することにより、地域の高齢者福祉を支える社会的資源としての役割を果たさなければなりません。

本会では、会員施設をサポートするため、次の基本方針のもと委員会活動を中心に令和8年度の事業に取り組みます。

### <基本方針>

- ・科学的介護・介護DXの推進により、業務効率化とサービスの質向上を図る
- ・施設経営の安定化と制度改革のため、行政機関等に積極的な要請・提言を行う
- ・外国人をはじめ介護人材の確保や・育成・定着を重要課題として取り組む
- ・県内全域で地域包括ケアを深化させ、地域共生社会の実現に寄与する
- ・会員相互の連携強化、ニーズに応じた支援により会員メリットを充実させる

## 1 組織内会議の開催

### (1) 社員総会

一般社団法人岐阜県老人福祉施設協議会定款(以下「定款」という。)第13条の規定に基づき社員総会を開催する。

【定時】 期日:令和8年5月20日(水)／会場:岐阜県福祉・農業会館2階大会議室  
審議事項

- ①令和7年度事業報告について
- ②令和7年度収入・支出決算報告について
- ③役員を選任について 他

【臨時】 期日:令和9年3月25日(木)／会場:岐阜県福祉・農業会館2階大会議室  
審議事項

- ①令和8年度収入・支出補正予算(案)について
- ②令和9年度事業計画(案)について
- ③令和9年度収入・支出予算(案)について 他

## (2) 理事会 (通常・臨時)

定款第35条の規定に基づき理事会を開催し、権限に属する事項等を協議する。

【第1回】 期日:令和8年 4月15日(水)／会場:岐阜県福祉・農業会館6階研修室

【第2回】 期日:令和8年 5月11日(月)／会場:岐阜県福祉・農業会館6階研修室

【第3回】 期日:令和8年 9月14日(月)／会場:岐阜県福祉・農業会館6階研修室

【第4回】 期日:令和8年12月18日(金)／会場:岐阜県福祉・農業会館6階研修室

【第5回】 期日:令和9年 3月12日(金)／会場:岐阜県福祉・農業会館6階研修室

## (3) 常任理事会 (正副会長会議)

会長の意思決定のための協議機関として常任理事会を開催する。

期日:毎月開催(原則毎月第1月曜日)／会場:岐阜県福祉・農業会館 事務

## (4) 監事会

定款第26条の規定に基づき法人の業務及び会計を監査する。

期日:令和8年5月中旬／会場:岐阜県福祉・農業会館 事務局内

## 2 委員会活動

常設6委員会の事業計画は別紙のとおり

## 3 調査・研修

(1) 会員施設の実情を随時調査し、生きた情報の把握・共有

(2) 組織の強みを活かし会員ニーズに応じた研修を企画

## 4 広報・啓発活動

(1) ホームページの活用による会員施設の取り組みの紹介、各種情報の発信

(2) 介護ロボット・ICT 機器導入による介護 DX 推進に関する情報の提供

(3) 介護人材の確保・育成・定着に寄与する情報の発信

(4) 岐阜県、県社協が主催する介護・福祉の魅力発信事業への協力

## 5 要請・提言活動

(1) 全国老協などと連携した施設運営に資する要望・政策提言活動の実施

(2) 県健康福祉部幹部職員と本会役員との意見交換会の定期開催

(3) 県議会厚生環境委員会委員との意見交換

## 6 組織強化

(1) 委員会、支部を含む組織運営全般についての検証と見直し

(2) 会員相互の連携の促進・強化

(3) 会員の入会促進、財政基盤の強化

(4) 支部活動へのサポート強化、支部間の情報の共有

## 7 介護人材等の確保・育成・定着支援

県の補助事業（介護人材確保支援事業）や委託事業（外国人介護人材マッチング支援事業）を有効に活用し、新規職員の確保、特に育成や定着のための事業を積極的に実施。

## 8 防災・感染症対策

### (1) 災害派遣福祉チームへの協力

- ・全国老人福祉施設協議会災害派遣福祉チーム（全国老施協 DWAT）への参画
- ・岐阜県災害福祉広域支援ネットワーク協議会への参画による岐阜県災害派遣福祉チーム（岐阜 DWAT）隊員への登録及び研修・訓練への協力

### (2) 災害発生時の施設間の連携体制の構築

### (3) 感染症対策

新型コロナウイルス、インフルエンザ等感染症に対し、平時からの基本的な感染症予防対策の徹底を図る。

## 9 全国大会・ブロック大会等への参加・開催

### (1) 全国老人福祉施設大会・研究会議～J S フェスティバル in 徳島～への参加

期日：令和8年11月26日（木）～27日（金）

会場：アスティとくしま（徳島県産業観光交流センター）他

### (2) 東海北陸ブロック老人福祉施設研究大会の開催

期日：令和8年7月30日（木）～31日（金）

会場：じゅうろくプラザホール／ハートフルスクエアG大研修室他

### (3) 東海北陸ブロック老施協正副会長会議の主催

### (4) 行政、社協等の主催する委員会委員の就任及び会議への出席

## 総務委員会 令和8年度事業計画

### 1 活動方針

一般社団法人岐阜県老人福祉施設協議会の安定的運営の継続のため、諸課題の検討、現行制度に対する見直しを機動的に行う他、事業計画に定める事項について取り組む。

### 2 事業計画

#### (1) 組織体制の強化、活性化

- ・委員会についての検討、提言
- ・支部についての検討、提言
- ・財務体質強化についての検討、提言

#### (2) 会員加入促進活動

- ・全国老施協と連携した正会員の入会促進
- ・賛助会員の入会促進

#### (3) 組織運営に関する特定課題の検討、対応

- ・会員メリットの見える化
- ・会員相互の連携の促進・強化  
    新年賀詞交換会（令和9年1月）
- ・会員施設の実情調査、情報の共有

#### (4) デイ協との連携について検討、協議

### 3 委員会の開催計画

#### (1) 定期会議

- ・令和8年 4月 重点事業の決定、スケジュール策定
- ・令和8年10月 上半期事業の検証
- ・令和9年 2月 次年度事業計画の策定

#### (2) 臨時会議

- ・委員長の招集により随時開催

# 令和8年度 人材・研修委員会 事業計画

## 1. 活動方針

「福祉人材の確保及び定着の支援」及び「会員施設職員の資質向上に必要な研究及び研修会の実施」を主に担う委員会組織として、その目標達成に向けて下記のとおり事業を実施する。また、企画する研修を集合形式で実施することにより、施設間・職員間の交流の機会を提供する。コロナ禍のなかで会員施設および働く職員にとって大きな課題となった情報共有及び研修機会の確保、モチベーション向上に努める。

## 2. 事業計画

### 1) 委員会の開催

- 第1回 令和8年5月 目的共有、委員紹介、事業計画確認、担当決定 など
- 第2回 令和8年11月 進捗確認、振り返り、アンケート検討 など
- 第3回 令和9年2月 次年度事業決定、役割分担 など

### 2) 介護人材キャリアパス支援事業(県補助事業)

- ① 現場職員向け研修(令和8年10月)  
介護技術(ポジショニング・安全な移乗)に関する研修を予定
- ② 管理監督者向け研修(令和8年11月)  
令和8年度介護報酬改定に関する研修を予定
- ③ 介護従事者全般向け研修(令和8年12月)  
待遇に関する研修を予定

### 3) 喀痰吸引研修事業

第1号及び第2号研修:外部研修期間と委託契約を締結し幹旋  
実地研修のみの受講は引き続き事務局にて受付対応

### 4) 介護人材参入促進事業

- ① 介護の魅力を伝え、興味を持っていただけるよう広報・イベントの企画実行
  - ② 高校生や大学生、シニア世代など多様な人材層に対しアプローチできる広報活動
  - ③ 介護現場の最先端を発信・紹介する取り組み
- ※ 次世代委員会との協働事業とする

## 3. 情報提供・情報収集

### 1) 協賛企業主催の各種研修及びセミナーの案内

- 2)実施した研修で使用了資料や研修後アンケートの公開
- 3)年度内の研修がすべて終了した後、次年度に向けて会員施設へのアンケート実施

#### ○外国人向け研修について

令和7年度において外国人向け研修を実施したが、日本語や介護技術の習得度がそれぞれ異なることや、受け入れ施設において研修計画に沿った研修及び育成がすでに計画的に行われていること、前年度の研修参加希望が予定数をはるかに下回り、研修のニーズが高くないと思われることから、令和8年度は外国人向け研修を実施しないこととする。

#### ○会員施設アンケートより

令和7年度に実施した会員施設アンケートより、以下について検討する。

- ・法定研修に活用できるテーマ、他団体と重複しないテーマでの研修実施
- ・WEB研修、オンデマンド研修の積極実施
- ・会員施設への研修案内の時期及び方法の見直し

## 令和8年度事業計画 次世代委員会

### 【活動方針】

介護現場を始め、相談支援、看護、人事・労務・会計等の事務からそのマネジメントまでさまざまな現場の「現場重視」の姿勢を基本とし、その実務責任者や実務担当を主な対象として斬新な発想で現場を牽引、革新していける次世代を担うリーダーの育成ならびに高齢者福祉の現場を知る当事者からの生の情報発信の場とする。

目的に即した情報収集、発信をホームページの活用を通じ県内の会員施設・事業所に対して実施する。合わせて会員とのネットワーク構築や岐阜県民に高齢者福祉・介護業界への正しい理解とイメージ向上、岐阜県老協の認知度向上を目的とした情報発信力の向上・強化等の広報戦略を展開していく。

特に今後急減する生産年齢人口と相対的な高齢者人口の伸びの需給ギャップに対応するため、「介護現場の革新」を具体的に推進するための、DX、ICT化に対する好事例の紹介を取り組む。

### ○委員会の開催等

次世代委員会の開催	年5回
3役会議の開催	年2回

### 〈事業推進上の目標〉

#### I 次世代リーダーの人材育成の強化

- ① 時代の変化に柔軟（レジリエンス）かつ高度なマネジメントを達成していく人材
- ② 高齢者福祉の現場を改善、革新していく人材
- ③ 人材育成を指導していく人材
- ④ 地域活動を展開していく人材
- ⑤ 高齢者福祉の魅力を発信していく人材
- ⑥ 介護・福祉の制度を理解していく人材

#### II 情報発信事業ならびにホームページの内容の強化 ※一部変更

5つの圏域から選出された委員のメンバーが所属するエリアの会員施設をピックアップしそこで活躍する人材やその取組を紹介する。取材内容は本会ホームページで定期的に紹介し、会員施設への事例紹介にとどまらず地域における本会活動の紹介や潜在的求職者への意識付けなどさまざまな効果を狙う。特に紹介事例の中で活躍する次世代の名の通り若手人材（取材に行く委員も含む）をフォーカスし地域の元気の源情報発信としていきたい。

また、令和5年から立ち上げたインスタグラム(SNS)との連動による鮮度高い情報発信にも注力していく。

### Ⅲ フォトコンテスト 2026 の実施

「介護の日」のみならず介護の魅力の普及に努める。

日常生活の様々な介護場面の中で、人と人が触れ合う魅力や素晴らしさなどを、写真を通して、広く社会にアピールすることによって、福祉・介護現場の魅力を伝えることを目的に実施する。

### Ⅳ 岐阜県老協協ロゴマークの普及活動

岐阜県老協協のコーポレートアイデンティティ（CI）について、名称の表記、先進性、普遍性、柔軟性、視認性ブランディングを新たに設けたロゴマークの認知度を上げる活動の展開。

### Ⅴ 介護ロボット・ICT 機器導入に関する情報提供

介護ロボット・ICT 機器導入を検討している施設に対し、既に導入しているものの取組上の課題等を整理し、ホームページで公開し導入参考に活用する。

### Ⅵ 介護人材参入促進・育成事業

岐阜県、県社協などの実施する公共イベント当の場で介護の魅力を伝え、興味を持っていただけるよう広報・イベントの企画実行

学生、主婦、シニア世代をはじめ多様な人材層に対しアプローチし、介護業界の人材確保ができるよう介護業界での働き方の広報や提案等を行う。

制度政策・リスクマネジメント委員会  
令和8年度事業計画

1 活動方針

社会福祉施設の安定的な運営のため、施設の抱えている制度・政策的課題を洗い出し、その解決に向けた取組みを実施するとともに、リスクマネジメントのために、危機管理意識の向上を目指す活動を実施し、会員施設のニーズに即した取組みを行う。

2 事業計画

<制度・政策的活動>

- ・ 現行制度の問題点、課題を収集し、地域実情を勘案しながらの提言
- ・ 行政指導（運営指導、実地指導監査等）に係る問題点の把握と対応
- ・ 予算対策陳情活動
- ・ 行政と連携しながらの高齢者福祉課題の把握と対応
- ・ 介護人材の確保、育成のための取組み
- ・ 社会福祉施設としての地域支援活動の啓発と取組み

<リスクマネジメント活動>

- ・ 地域実情に基づく危機管理の把握と対応
- ・ 危機管理意識の啓発活動としての研修等の実施
- ・ 高齢者福祉施設における災害時における連携体制の模索

<連携活動>

- ・ 県及び県社会福祉協議会事業への参画
- ・ 県委託事業「外国人介護人材マッチング支援事業（老健協と共同）」による県内施設と外国人材とのマッチングの実施による人材確保への参画

<調査活動>

- ・ 施設運営上のリスク等必要とされるものの状況・市場等調査と対応

<その他>

- ・ その他随時必要とされる事項の把握と対応

### 3 会議

○第1回 令和 8年 4月

- ・課題の抽出と方向性の検討
- ・外国人介護人材マッチング支援事業の実施
- ・リスクマネジメント研修の企画検討

○第2回 令和 8年 7月

- ・課題の抽出と方向性の検討
- ・外国人介護人材マッチング支援事業の実施
- ・リスクマネジメント研修の実施に向けた準備

○第3回 令和 8年11月

- ・課題の対処状況の集計と分析
- ・外国人介護人材マッチング支援事業の評価と分析
- ・リスクマネジメント研修の実施

○第4回 令和 9年 2月

- ・課題の取組状況の評価と次年度への立案
- ・事業報告・事業計画の策定

## 養護老人ホーム委員会 令和8年度事業計画

### 1、活動方針

養護老人ホームの使命である高齢者のセーフティネットとしての役割を發揮するため、今後の養護老人ホームのあり方や制度の内容について最新の情報を収集するとともに、地域で必要とされる施設となるよう研究し努力する。

入所者の健康を守り、安全で安心した生活環境を整えると共に、多様なニーズを持つ様々な入所者に対処するため、職員研修を充実することにより専門性を高め、諸問題への適切な対応をめざす。

### 2、取り組む課題

- ① 処遇困難者に対する適切な対応と、幅広い専門的なソーシャルワークの研究。
- ② 措置者である自治体との連携強化や、養護老人ホームの効果的な活用についての研究。
- ③ 様々な問題を抱える高齢者の積極的な受け入れ。
- ④ 職場環境の向上と職員の処遇改善に向けた取り組み。

### 3、委員会の開催

第1回	期 日	令和8年4～5月
	内 容	令和8年度事業の具体的な実施内容について 他

第2回	期 日	令和9年1月～2月
	内 容	令和9年度事業計画について 他

### 4、研修計画

第1回	期 日	令和8年6月～7月頃
	内 容	「日頃の諸問題と解決策について」 職種ごとの課題と対応について意見交換 等
	対象者	施設長・相談員・支援員・その他 (ハイブリット方式での開催を予定)

第2回	期 日	令和8年6月～7月頃
	内 容	「職員のスキルアップ研修」
	講 師	外部講師
	対象者	相談員・支援員 看護師 他 (ハイブリット方式での開催を予定)

- 第3回 期 日 令和8年8月～9月頃  
内 容 「措置費についての勉強会」  
講 師 全国老人施設協議会  
対象者 施設長・事務長・相談員・各市町村担当者  
(集合研修での開催を予定)
- 第4回 期 日 令和8年11月～12月頃  
内 容 養護老人ホーム 事例発表会  
対象者 全職種  
(ハイブリットでの開催を予定)

# 軽費・ケアハウス委員会 令和8年度事業計画

## 1. 活動方針

軽費老人ホーム・ケアハウスは、家庭での生活が困難な低所得の高齢者が、それぞれの地域で住み続け、かけがえのない生活を継続するための支援施設として、果たすべき役割は重要である。一部施設においては、「特定施設入居者生活介護」の指定を受けることにより、積極的に介護ニーズに対応している。施設の運営に関しては、一定の設備を維持しつつ、地方公共団体からの補助金により、入居者に安心・安定した生活環境を提供している。

しかしながら、その一方で、各事業体自身での価格転嫁等利用料に反映することができないため、物価高騰等の影響を受けやすく、施設・設備の修繕改修工事、人材確保に向けての賃上げにも苦慮するなど、経営状態は悪化している。

このような状況のもと、当委員会では、軽費・ケアハウスの役割を再認識し、所期の目的を達成するため、会員施設及びその職員の資質向上を図ること、施設間での情報共有、情報交換及び課題解決に向けた調査研究の機会として委員会、研修会を開催する。

また、行政をはじめ関係機関との連携を密に保ちながら、必要に応じた要望活動、適切な意見具申を適時行っていく。

## 2. 委員会開催

第1回 軽費・ケアハウス委員会 令和8年8月開催

第2回 軽費・ケアハウス委員会 令和9年2月開催

## 3. 研修会開催

職員全体研修会 令和8年11月開催

## 4. 行政への要望

岐阜県、岐阜市等関連機関に対し、以下について要望活動を行う。

- ① 三位一体改革により一般財源化された軽費老人ホーム事務費補助金について、民間給与等改善費のうち人件費加算分は継続算定されているものの、収益構造上経費率が50%程度と高く、物価高騰等の影響を受けやすいので、平成22年度から算定されなくなった管理費加算分（2%）の再設定を強く要望する。また、地方交付税算定における単位費用の増額に応じた事務費全体の引き上げについても、継続して要望する。
- ② 老朽化が進む施設や設備の大規模改修に対応する補助事業の拡充、創設を例年どおり要望する。

また、新たに対応すべき事案をはじめ、その他必要な案件等が生じた場合には、関係機関との十分な協議、議論を交わしたうえで、速やかにかつタイムリーな陳情活動や要望活動を展開する。